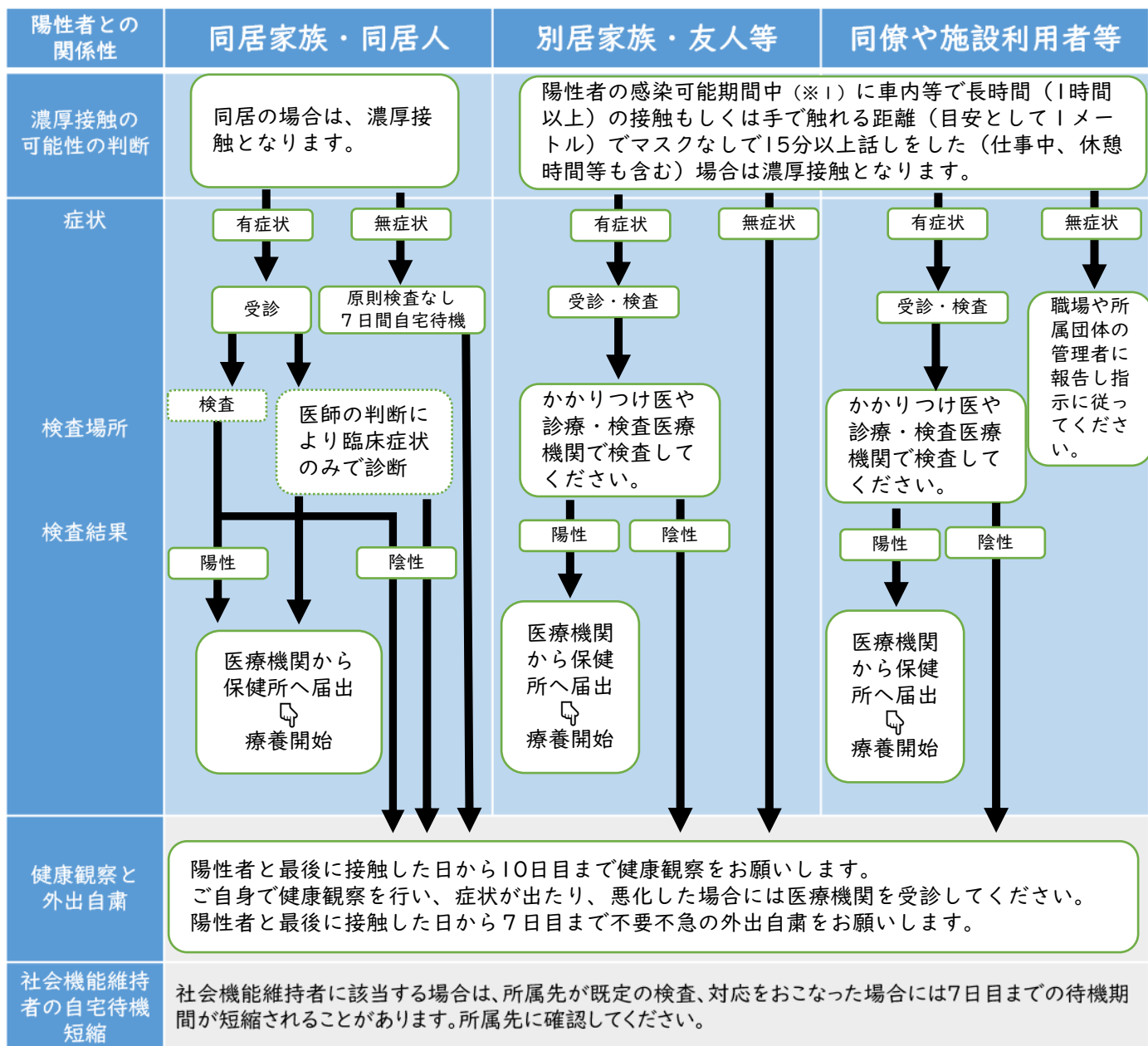


新型コロナ陽性者との濃厚接触になる方の対応フロー

～新型コロナ陽性者から濃厚接触の可能性を伝えられたり、家族が陽性と判明した場合の対応について～



患者と濃厚接触した可能性があり、医療機関で検査を実施する場合、医師が必要と判断して行った検査は症状の有無にかかわらず、検査にかかる費用は公費負担となるため自己負担は生じません。（ただし、検査以外の初診料等は公費負担対象外です。）

また、医師の判断により臨床症状のみで新型コロナウイルス感染症の疑いがあると診断された方（いわゆる疑似症患者）の場合、診断後の治療費は公費負担となります。（ただし、初診料等は公費負担対象外です。）

※1：感染可能期間とは陽性者が有症状の場合、発症2日前から。無症状の場合、検体採取日の2日前から。同居であれば、療養終了日まで。